

〔令和2年2月13日〕  
大洲市要綱第7号

大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱の制定について  
大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年2月13日

大洲市長 二宮隆久

## 大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ブロック塀等の安全対策の促進に努め、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊被害から人命を守るため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）に基づき、大洲市の区域内に存する避難路沿道等のブロック塀等の安全対策工事に要する経費に対し、予算の範囲内で大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大洲市補助金等交付要綱（平成28年大洲市告示第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 安全対策が必要とされた市内にある補強コンクリートブロック造又は組積造（レンガ造、石造、コンクリートブロック造等）の塀をいう。
- (2) ブロック塀等安全対策工事 ブロック塀等の除却又は建替え（除却後、新設を行うもの）に係る工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) ブロック塀等の所有者（当該所有者と親子関係にある者その他当該ブロック塀等に関係がある者として市長が特に認める者を含む。）であること。
- (2) 市税を滞納していない者であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象

者が行う次の各号の全てに該当するブロック塀等安全対策工事とする。

- (1) 大洲市耐震改修促進計画に位置付けたブロック塀等の安全確保を推進する災害時の重要な避難路沿道等に面するもの
- (2) 建替え（除却のみの場合は除く。）の結果、地震に対して安全な構造となるもの
- (3) ブロック塀等に明らかな法令違反がないもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するブロック塀等安全対策工事は、補助対象事業としない。

- (1) 補助金の交付の決定前に着工したもの
- (2) 除却する部分の長さを超えて設置する部分の塀に係るもの
- (3) 次のいずれかに該当するブロック塀等に係るもの
  - ア 国、地方公共団体その他の公共団体が所有しているブロック塀等
  - イ 過去にこの要綱に規定する補助金の交付の対象となったブロック塀等を有する敷地に存するブロック塀等
  - ウ 他の補助金制度による補助金その他これに準ずるものの交付の対象となった、又は交付の対象となる予定のブロック塀等
- (4) その他市長が適当でないと認める工事の対象となるブロック塀等（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とし、ブロック塀等の長さ1メートル当たり8万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業のうち、安全対策に明らかに寄与しない部分があるときは、当該部分に係る経費は、補助対象経費としない。

（補助金の額）

第6条 ブロック塀等安全対策工事に係る補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、30万円を限度とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に、事業計画書（様式第2号）及び次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) コンクリートブロック塀の点検表（別表）（点検を実施した者（施工予定業者）の氏名及び押印のあるもの）
- (2) ブロック塀等の写真及び撮影方向位置図
- (3) 位置図、配置図及び平面図（除却又は建替えの内容が記載されたもの）
- (4) ブロック塀等安全対策工事費見積内訳書

- (5) 納税証明書
- (6) 同意書（様式第3号）（ただし、共有者が存する場合に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象者は、ブロック塀等安全対策工事を行った施工業者に補助金の受領を委任すること（以下「代理受領」という。）ができる。この場合において、補助対象者は、前項の補助金交付申請書に代理受領予定届出書（様式第4号）を添付しなければならない。  
（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金交付決定通知書（様式第5号）又は大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金交付却下通知書（様式第6号）により、補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。  
（補助事業の変更交付申請）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）のうち、次の各号のいずれかに変更が生じる場合は、大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金変更交付申請書（様式第7号）に第7条第1項各号に掲げる書類のうち変更内容が生じるものを添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費
- (2) 補助対象事業の内容

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、変更の可否を決定し、大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金交付変更決定通知書（様式第8号）又は大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金交付変更却下通知書（様式第9号）により、補助事業者には通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定の変更の際し、必要な条件を付することができる。  
（補助事業の中止及び廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、大洲市ブロック塀等安全対策事業中止（廃止）承認申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、大洲市ブロック塀等安全対策事業中止（廃止）承認通知書（様式第11号）により、補助事業者には通知するものとする。  
（完了報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに大洲市ブロック塀等安全対策事業完了報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 工事完了報告内容確認書（様式第13号）
- (2) 工事写真（工事内容が確認できるもの）
- (3) 工事請負契約書の写し
- (4) 工事代金領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者が、代理受領を利用する場合は、前項第4号に掲げる書類に代えて、ブロック塀等安全対策工事に係る請求書の写し及び当該請求書の額から補助金の交付決定額を差し引いた金額の領収書の写しを添付するものとする。

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条に規定する完了報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地検査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金額確定通知書（様式第14号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第13条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金交付請求書（様式第15号）により、補助金を請求することができる。

2 補助事業者が、代理受領を利用する場合は、前項の請求書に補助金の代理受領に係る委任状（様式第16号）を添付し、市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

4 前項の補助金の交付完了後、第2項の規定により補助金の受領を委任した場合に限り、大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金交付完了通知書（様式第17号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定の取消しをしたときは、大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第18号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、その取消しに係る補助金について、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(調査等)

第16条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは現地検査をすることができるものとする。この場合において、補助事業者は、この調査等に協力しなければならない。

(関係書類の保管)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間これらを保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

コンクリートブロック塀の点検表

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1 高さ	2. 2 m以下	はい	いいえ
2 壁の厚さ	高さ2 mを超える塀で15 cm以上	はい	いいえ
	高さ2 m以下で10 cm以上	はい	いいえ
3 鉄筋	縦筋は壁頂部および及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている	はい	いいえ
	壁内に径9 mm以上の鉄筋が縦横80 cm以内の間隔で入っている	はい	いいえ
4 控壁（高さが1.2 mを超える塀の場合）	長さ3.4 m以内ごとに、控壁が塀の高さの1/5以上突出してある	はい	いいえ
5 基礎	コンクリート造の基礎がある 基礎の根入れ深さは30cm以上か	はい	いいえ
6 傾き、ひび割れ	傾き、ひび割れがある	いいえ	はい
評価	6項目のうち1つでも不適合があれば、コンクリートブロック塀の安全対策が必要です		

組積造の塀の点検表

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1 高さ	1. 2 m以下	はい	いいえ
2 壁の厚さ	十分ある	はい	いいえ
3 控壁	長さ4 m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している	はい	いいえ
4 基礎	基礎がある	はい	いいえ
5 傾き、ひび割れ	傾き、ひび割れがある	はい	いいえ
評価	5項目のうち1つでも不適合があれば、組積造の塀の安全対策が必要です		

補助金対象確認

確認項目	確認内容	補助対象	補助対象外
設置場所	避難路沿道等に面したもの	はい	いいえ

上記のとおり報告します。

年 月 日

報告者（施工予定業者）

住所  
氏名

Ⓜ

上記内容について適正であることを確認しました。

年 月 日

確認者（市担当者）

氏名

Ⓜ

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

大洲市長 様

住 所  
申請者 氏 名 印  
電話番号

大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金交付申請書

大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金の交付を受けたいので、大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

ブロック塀等の位置	所在地 大洲市
事業費見積額	円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） ※ブロック塀等の長さ1メートル当たりの工事費限度額8万円
補助金交付申請額	円（1,000円未満の端数を切り捨てる。） ※事業費見積額×2/3以内で限度額30万円

事業計画書

1 補助対象ブロック塀等

所 有 者	住所
	氏名
ブロック塀の位置	所在地

2 事業計画

ブロック塀等の安全性向上に役立てることを目的として 除却・建替え を行う。

ブロック塀等の構造	補強コンクリートブロック造 組積造（レンガ造 ・ 石造 ・ コンクリートブロック造）
除却するブロック塀等の長さ	m
新設するブロック塀等の長さ	m
事業経費（除却）	
〃 （改修）	
事業開始（予定）年月日	年 月 日
事業完了（予定）年月日	年 月 日

3 添付資料

- (1) 別表の点検表（実施した者（施工予定業者）の氏名・押印のあるもの）
- (2) ブロック塀等の写真・撮影方向位置図
- (3) 位置図、配置図、平面図等（除却又は建替え内容が記載されたもの）
- (4) ブロック塀等安全対策工事費見積内訳書
- (5) 納税証明書
- (6) 同意書（様式第3号） ただし、共有者が存する場合に限る。
- (7) その他市長が必要と認める書類



様式第3号（第7条関係）

## 同意書

ブロック塀等所有者 \_\_\_\_\_ が、次の所在地のブロック塀等安全対策工事を実施することについて、利害関係者として同意します。

ブロック塀等の位置 所在地 大洲市 \_\_\_\_\_

年 月 日

ブロック塀等共有者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

大洲市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

印

代理受領予定届出書

私は、大洲市ブロック塀等安全対策事業の実施に当たり、補助金の受領を下記の事業者委任する  
予定です。

記

住 所	
事業者名	
代表者名	

第 号  
年 月 日

様

大洲市長

印

大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱を遵守してください。
- (2) この要綱に違反したときは、この交付決定を取り消し、及び既に交付した金額の全部又は一部を返還させることがあります。
- (3) この補助金については、市職員が調査することがあります。

様式第6号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

大洲市長

印

大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金交付却下通知書

年 月 日付けで交付申請のありました大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金については、下記のとおり交付することを却下したので、大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

却下の理由

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

大洲市長 様

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号 印

大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知を受けた大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金について、内容を下記のとおり変更したいので、大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

1 補助金交付変更申請額 金 円

2 変更内容・理由

第 号  
年 月 日

様

大洲市長

印

大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のありました大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金については、下記のとおり変更することに決定したので、大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 補助金交付変更決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱を遵守してください。
- (2) この要綱に違反したときは、この交付決定を取り消し、既に交付した金額の全部又は一部を返還させることがあります。
- (3) この補助金については、市職員が調査することがあります。

様式第9号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

大洲市長

印

大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金交付変更却下通知書

年 月 日付けで変更交付申請のありました大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金については、下記のとおり変更することを却下したので、大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

却下の理由

様式第10号（第10条関係）

年 月 日

大洲市長 様

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号 印

大洲市ブロック塀等安全対策事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知を受けた大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金について、下記の理由により中止（廃止）したいので、大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請をします。

記

取下げの理由



様式第11号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

大洲市長

印

大洲市ブロック塀等安全対策事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで中止（廃止）申請のありました大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金については、下記のとおり承認したので、大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

取下げの理由

様式第12号（第11条関係）

年 月 日

大洲市長 様

住 所  
申請者 氏 名 印  
電話番号

大洲市ブロック塀等安全対策事業完了報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知を受けた大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金について、補助事業が完了したので、大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業実績額 金 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 工事完了報告内容確認書（様式第13号）
- (2) 工事写真（工事内容が確認できるもの）
- (3) 工事請負契約書（写し）
- (4) 工事代金領収書（写し）  
（※代理受領を利用する場合は、請求書（写し）及び、当該請求額から補助金額を差し引いた金額の領収書（写し）を添付）
- (5) その他市長が必要と認める書類



様式第14号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

大洲市長

印

大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで完了報告のありました大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金については、大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり補助金交付額を確定したので通知します。

記

補助金交付確定額	円
----------	---

本通知を受けたときは、大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金交付請求書（様式第15号）を提出してください。

ただし、代理受領を利用する場合は、補助金の代理受領に係る委任状（様式第16号）を添付してください。

年 月 日

大洲市長 様

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

印

大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により補助金額確定通知を受けた大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金について、大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 振込先金融機関（※代理受領（補助金受領の委任）を行う場合は、記載不要）

振込先金融機関	金融機関名	銀行 金庫 組合 農協	本店  支店
	預金の種類	普通 ・ 当 座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

大洲市長 様

補助申請者

住 所  
氏 名

印

補助金の代理受領に係る委任状

私は、 年 月 日付け 第 号により補助金額確定通知を受けた  
大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金に係る受領について、下記のとおり委任します。

記

委任者（補助申請者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

上記金額については、下記口座に振り込んでください。

年 月 日

受任者（ブロック塀等安全対策工事を行った事業者）

住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

上記の権限の委任を受けることを承諾します。なお、振込口座は次のとおりです。

振込先金融機関	金融機関名	銀行 金庫 組合 農協	本店 支店
	預金の種類	普通 ・ 当 座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

第 号  
年 月 日

様

大洲市長

印

大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金交付完了通知書

年 月 日付けで請求のありました大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金については、大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第13条第4項の規定により、下記の補助金受領委任先事業者に対し、補助金交付額の交付手続きが完了しましたので通知します。

記

1 補助金額 金 円

2 補助金受領委任先事業者

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

様式第18号（第14条関係）

第 号  
年 月 日

様

大洲市長

印

大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知をした大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金については、次のとおり交付決定の取消しをしたので、大洲市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により通知します。

記

- |   |            |   |   |
|---|------------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額   | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付決定取消額 | 金 | 円 |
| 3 | 取消理由       |   |   |